

O N N A



広報 あんず

平成16年2月号（No.272）恩納村 総務課 TEL(098)966-1200



青と緑の豊かな活力ある村

新成人の門出を祝福!!

村のひと (12月末日)		
男	5,134 人	(0)
女	4,878 人	(-4)
計	10,012 人	(-4)
世帯数	3,744 世帯	(+4)

- ◆ 恩納村育ちの特産品がいっぱい!
- ◆ 恩納村職員の給与等について
- ◆ むらの話題 目の前のマジックに感激! 他



名護税務署からのお知らせ

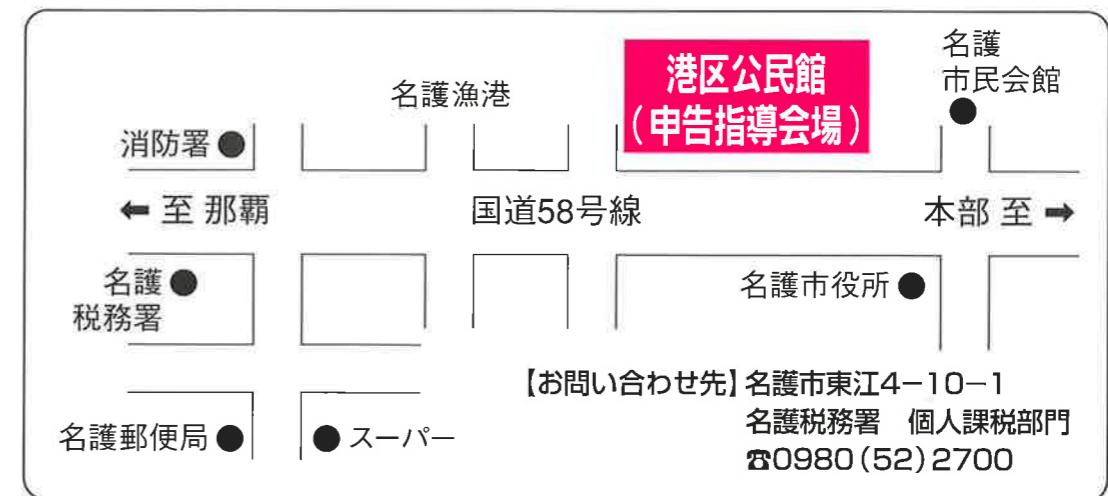
確定申告指導会場は名護市港区公民館です!

昨年から所得税・贈与税及び消費税並びに地方消費税の申告指導会場を名護税務署から名護市港区公民館へ移設しました。

名護税務署内には、確定申告の指導会場は準備しておりませんのでご注意下さい。

期 間：平成16年2月16日(月)～平成16年3月15日(月)まで(土・日を除く)

時 間：午前9時～午後4時まで(正午から午後1時までを除く)



確定申告書は自分で書いて
お早めに送付(郵送等)が窓口提出で!

平成15年分の所得税の確定申告の相談及び受付は、2月16日(月)から3月15日(月)までとなっております。申告期限間近になりますと、税務署は大変混雑しますので、お早めに送付(郵送)・窓口により提出されますようお願いします。

なお、申告期限までに申告されなかったり、誤った申告をされると加算税や延滞税といった余分な税金を納めなければならない場合がありますのでご注意ください。

インターネットで申告書を作成!

国税庁ホームページの「所得税の確定申告書作成コーナー」で申告書が作成できます。カラープリンターで印刷することにより、そのまま税務署への提出ができます。

【国税庁ホームページアドレス】 <http://www.nta.go.jp>

恩納村育ちの特産品がいっぱい！ 第6回恩納村産業まつり



農林水産物、農産加工品を一堂に集めて展示することにより、農林水産物の生産意欲の高揚及び生産技術の向上を図り、恩納村の農林水産業振興と経営向上の発展に寄与することを目的に、十二月二十、二十一日の二日間、村コミュニティーセンターで六回目の産業まつりが開催されました。まつりでは村内事業所、各団体の出店や、民謡ショーなどのイベントもあり、多くの来場者が訪れました。品評会優秀賞表彰式では出品した方々が各部門の賞を受賞しました。

【花卉の部】	〔小菊類〕	大 城 保 繁（恩 納）	〔全体から2点〕
石 川 正 則（南恩納）		登 川 良 雄（恩 納）	
外 間 現 順（喜瀬武原）		金 城 恭 太（富 着）	
吉 山 盛 文（塩 屋）		〔20t〕	
ド ラ ゴン フ ル ツ 生 産 量	〔1416kg〕	金 城 恭 太（富 着）	
大 城 春 代（瀬良垣）	〔3030kg〕	〔14.6t〕	
【観葉の部】	〔大鉢〕	當 山 君 子（瀬良垣）	
喜 久 山 盛 長（名嘉真）		モズク養殖功労者	
祖 慶 敏 子（山 田）		山 城 武 司（前兼久）	
當 山 与 幸（名嘉真）		アーサ養殖功労者	
崎 浜 秀 俊（恩 納）		吉 山 盛 喜（南恩納）	
伊 芸 一 久（恩 納）		〔水産の部〕	
宮 平 義 一（塩 屋）		水揚げ功労者	
大 城 勝 弘（仲 泊）		子牛出荷実績〔38頭〕	
金 城 利 尚（安富祖）		當 山 君 子（瀬良垣）	
【柑橘の部】		肉牛出荷実績〔13頭〕	
溫 州 の 生 産 量	〔4763kg〕	伊 波 邦 夫（恩 納）	
仲 村 到 英（名嘉真）		〔畜産の部〕	
【ブロイラーの部】		吉 山 盛 喜（南恩納）	
出 荷 実 績	〔9万羽〕	〔畜産の部〕	
金 城 利 尚（安富祖）		子牛出荷実績〔38頭〕	



▲ 品評会で優秀賞を受賞したみなさん



▲ 恩納村特産品を求めて会場を訪れる人々



▲ 村歌を歌う新成人のみなさん

志喜屋文康恩納村長は「恩納村に新しい息吹を与え、活力ある村を作っていくのは創造性豊かな若い皆さんです。この豊かな自然と優れた歴史と伝統に培われた恩納村に生まれ育ったこと、そして村民としての自覚と誇りを胸に、今後の恩納村の発展のためにご尽力下さることを期待します」と新成人を激励しました。

また、南恩納区の宮城雄次さんは「社会に何かを求めるのではなく、社会のために何をするべきなのかを考え行動していきたい」と新成人代表としての誓いをしました。

式の後には各字別のテーブルで懇親会を持ち、久々に会う友人らと写真撮影をしたり、話に花を咲かせていました。



▲ 懇親会の「わったー(私たちの)字自慢！」で飲み物ゲット！

▲ 我が子の成長に父母の皆さんの嬉しさもひとしおです！

平成十六年恩納村成人式

恩納村・村教育委員会主催の平成十六年成人式が年明けの四日、村コミュニティーセンターで開かれました。新成人対象者は一二八人。うち九十九人が式に参加し、新成人の門出を祝いました。

④特別職の報酬の状況

区分		給料月額等		区分		給料月額等	
給 料	村長 助役 収入役 教育長	770,000円 624,000円 586,000円 586,000円	期末 手 当	村長 助役 収入役 教育長	(15年度支給割合) 6ヶ月 1.85月分 12ヶ月 1.45月分 計 3.30月分		
	議長 副議長 委員長 議員	270,000円 224,000円 216,000円 208,000円		議長 副議長 委員長 議員	(15年度支給割合) 6ヶ月 1.85月分 12ヶ月 1.45月分 計 3.30月分		



⑤一般行政職の級別職員数の状況

(平成15年4月1日現在)

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計	
		主事補 技師補	主事等 技師	主事等 技師	主事等 技師	係長 主査等	係長 主査等	課長 参事 事務局長 室長 係長 主査等	課長 参事 事務局長 室長		
職員数	人	2	7	11	11	10	33	2	12	88	
構成比	%	2.3	8.0	12.5	12.5	11.4	37.5	2.3	13.5	100	
参考	平成12年度職員数	人	4	4	11	14	11	27	5	12	88
参考	平成11年度職員数	人	2	7	9	14	11	28	3	12	86

⑥部門別職員数の推移

部門	職員数(人)					対前年増減数(人)				
	平11	平12	平13	平14	平15	平11	平12	平13	平14	平15
一般行政職を除く 福祉関係	議会	3	3	3	3	3				
	総務	27	25	26	26	25	2	△2	1	△1
	税務	10	10	10	10	10				
	農水	15	15	15	15	15	△1			
	商工	2	3	2	2	2	1	△1		
	土木	9	9	10	8	8	△1		1	△2
	小計	66	65	66	64	63	0	△1	1	△2
福祉関係	民生	34	32	29	28	30	1	△2	△3	△1
	衛生	10	9	10	10	12	0	△1	1	2
	小計	44	41	39	38	42	1	△3	△2	△1
一般行政計	110	106	105	102	105	1	△4	△1	△3	3
行政別	教育	31	30	30	30	30	△1	△1		
	小計	31	30	30	30	30	△1	△1	0	0
公営企業等	水道	5	4	4	4	4	△1			
	下水道				2	3			2	1
	その他	3	3	6	7	4			3	△3
	小計	8	7	10	13	11	0	△1	3	△2
総合計	149	143	145	145	146	0	△6	2	0	1

恩納村職員の給与等について

恩納村職員の給与等の状況について公表します。

①職員数、平均給料月額、平均経験年数及び平均年齢(平成15年4月1日現在・一般行政職)

年	職員数	平均経験年数	平均年齢	平均給料月額
13	86人	20年10月	41年8月	340,300円
14	88人	21年0月	41年10月	341,400円
15	88人	21年6月	42年4月	337,800円

平均諸手当支給月額(平成15年4月1日現在・期末手当は14年度実績額)

扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	管理職手当
25,900円	10,800円	6,100円	15,300円	44,300円
時間外勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	期末手当	
26,400円	4,400円	20,500円	1,716,000円	

②職員手当の状況

区分	恩納村				国			
	期末手当	(平成15年度支給割合)			6月期末	1.55	月分	0.7
		期末手当	勤勉手当					
	6月期末	2.25	月分		6月期末	1.55	月分	0.7
	12月期末	2.15	月分		12月期末	1.45	月分	0.70
	3月期	0.00	月分		3月期	0.00	月分	月分
	計	4.40	月分		計	3.00	月分	1.4

③職員の初任給の状況

(平成15年4月1日現在)

区分	恩納村			国	
	決定初任給	採用2年経過給料額	決定初任給	採用2年経過給料額	
一般行政職	大学卒	171,500	185,600	171,500	185,600
	短大卒	149,200	161,000	149,200	161,000
	高校卒	139,500	149,200	139,500	149,200

農業委員会委員選挙人名簿調整について

—恩納村選挙管理委員会—

* * * * *

農業委員会等に関する法律第10条により恩納村農業委員会委員選挙人名簿を調整します。選挙権を有する者は、下記の事項に留意のうえ、選挙人名簿登載申請書を、平成16年1月10日までに各字自治会長等を介して恩納村農業委員会まで提出して下さい。

【選挙権】

- ①恩納村に住所を有する者で、権限に基づく10アール(302.5坪、1000m²)以上の農地について耕作の業務を営む者
- ②①に該当する者の同居者の親族又はその配偶者で、年間概ね60日以上耕作に従事する者
- ③昭和59年4月1日以前に生まれた者

【申請期日】

平成16年1月1日現在の状況により記入し、1月10日までに申請する。

選挙管理委員会では、自治会に申請書の配布及び回収事務を委託しております。該当すると思われる方で申請書が届いてない場合は、区事務所、恩納村農業委員会若しくは恩納村選挙管理委員会で申請書を受け取り、記入後は自治会事務所の方へ、提出して下さい。

【名簿の縦覧期間】

平成16年2月23日から3月8日まで(名簿に対する異議申し出期間)

【名簿の確定】

平成16年3月31日

詳しいことについては、自治会、農業委員、農業委員会事務局へお問い合わせ下さい。

【連絡先】

恩納村農業委員会事務局(役場2階) 電話 966-1204

金當糸
城山数
廣君達
憲子郎
(富安富祖
着田)

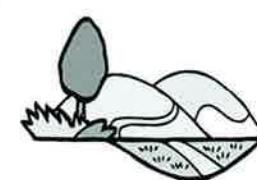
『恩納村人権擁護委員』

法務大臣から委嘱を受け、住民
の基本的人権を守る人権擁護委
員の委嘱状交付式が1月8日、那
霸市金城廣憲氏が就任され、そ
れぞれ委嘱状が交付されました。



▲ 富着区の金城廣憲氏

人権擁護委員に
金城廣憲氏が就任



農地法について

次にあげる行為をする場合は、あらかじめ地域の農業委員、若しくは農業委員会事務局に相談し必ず法的手続きをやって下さい。

* 農地の売買 * 農地の貸し借り * 農地の贈与 ⇒ 農地法第3条の許可を要する。

* 農地の転用(宅地など農地以外に利用すること) ⇒ 農地法第4条・5条の許可を要する。

【農地法第3条】

農地や採草放牧地を売買等により、所有権移転又は、賃貸借等により使用収益権の設定、移転する場合は、農業委員会又は、県知事の許可を受けなければならない。

【農地法第3条の許可について】

登記簿上山林・原野であっても農地として活用した場合は、農地法の許可手続きが必要です。許可を受けないで登記しても効力はありませんので注意して下さい。(農地法は現況主義です。)

農地法第3条の許可要件について、権利を取得する者は、年間150日以上の農業従事日数、農地面積が50アール(恩納村の下限面積)に達することが必要です。

【農地法第4条】

自分が所有する農地を農地以外のものにする場合は、県知事又は農林水産大臣の許可を受けなければならない。

【農地法第5条】

農地等の売買又は賃借権の権利移転を伴う農地以外のものにする場合は、県知事又は農林水産大臣の許可を受けなければならない。

農地の違反転用はいけません

農地を転用して農家住宅、その他の建築をする場合は、農地法第4条・第5条の許可が必要です。

無断転用者には、県知事が工事等を中止させ、元の農地に復元させるよう命ずることができます。これに従わない場合は、最高3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。

なお、農振農用地区域内の農地は、原則として転用することはできません。

遊休農地の解消について

最近耕作放棄地や不作付地の面積が増加の傾向にあります。遊休農地は、雑草が生い茂り病害虫発生の原因になり易く他の耕作者に迷惑をかけます。自分で耕作できない農地や処分したい農地の売買・貸し借りを地域の農業委員か、農業委員会事務局に相談し、遊休農地をなくしましょう。

恩納村農業委員会事務局 ☎ 966-1204

むらの話題

放課後の誕生日&クリスマスパーティー ～学童クラブくじら隊～



▲ 楽しげな様子のこどもたち



▲スプーン曲げのマジックに興味津々のことどもたち

学校を終えた放課後、仲泊区の学童クラブくじら隊で誕生日とクリスマスを兼ねたパーティーがありました。くじら隊に通う子どもたちは約二十名。中には山田校区から通う子もいます。この日はみんなでケーキを食べ、くじら隊スタッフの方のスペイン曲げのマジックを楽しみました。

学童クラブくじら隊は平成十五年四月に開所し、平成十年に開所した南恩納区の学童クラブあかんちや学校に続き、村内で二施設目の学童クラブです。学童クラブは共働き世帯の学校終了後の保育支援を行つています。

学童クラブでは遠足に行つたり、みんなで何かを作つたりと楽しく過ごしています。

〔お問い合わせは〕
学童クラブくじら隊
☎ 九六四一一七五五

高齢者宅年末清掃作業 ～気持ちよくお正月を迎えよう～



▲高齢者宅から粗大ごみを運搬する職員

福祉環境課では、気持ちよく正月を迎えてもらおうと、一人暮らし高齢者宅の清掃作業を行いました。この清掃作業は村内一人暮らし高齢者の中でも、高齢等により粗大ごみ等の運搬ができない者を対象に毎年年末に行っているもので、今回は村内二十三ヵ所、トラック約十台分の粗大ごみ等を回収運搬しました。

また、実際に清掃作業を行つた高齢者からも大変喜ばれています。

村立安富祖幼稚園（仲本光男園長）で手品師の松崎辰夫さんによるマジックショーが開催されました。ショウには安富祖幼稚園の園児のほかに同小学校の一、二年生も観覧に訪れました。子供たちが元気な声で「松崎さん！」と呼びかけると拍手の中、手作りの衣装で松崎さんが登場しました。

マジシャンの松崎さんは恩納村役場水道課の職員で、ボランティアで村内幼稚園や小学校を訪問し、こども達に楽しいマジックを披露しています。こうして訪問マジックショー

をするようになつて五年になるそうです。 目の前で初めて見るマジックにこども達は目を丸くし、驚いた様子でした。火のついた綿のようなものを食べるマジックでは、こども達から「すごーい！」という歓声が起こりました。マジックを見たこども達から「楽しいマジックをどうもありがとうございました」とうございました」と松崎さんへお礼のポイントセチアの鉢植えが贈られました。松崎さんは、こども達からのプレゼントに顔をほころばせていました。

保健福祉センター近くの学童クラブあかんちや学校で親子美化清掃作業がありました。参加した親子らはあかんちや学校敷地内の草を今まで刈り、それをこども達が集め、建物周辺を清掃しました。

参加した親子らは会話を楽しみながら和やかな雰囲気で清掃作業に励んでいました。建物の中では昼食担当の方が料理をしており、良い香りが辺りをやさしく包んでいました。子ども達の中には好奇心旺盛な子も

いて「僕にもかまを借して」と親からかまを借り、草刈に挑戦するたくましい子もいました。

学童クラブあかんちや学校では日曜日から土曜日まで子供たちを保育しています。平日は学校終了後から午後六時三十分まで、土曜日は朝八時から午後一時まで四人のスタッフが子供たちと楽しく過ごしていま

す。

学童クラブあかんちや学校（南恩納）
電話：九六六一八一六〇

親子でふれあい美化清掃作業
学童クラブあがんちや学校



年金を受けとられているみなさん!!

不審な電話・文書にご注意ください!

最近、全国的に社会保険事務所の職員や関係者を装い、「年金の払い過ぎがあったので、指定の銀行口座に振り込むように。振り込まない場合、次回の年金が停止する。」といった不審電話や、現金の郵送を要求し、郵送しないときは裁判所に提訴するという内容の文書が送られる事例が発生しております。

社会保険庁や社会保険事務局、社会保険事務所では、指定口座への現金の振込みや現金の郵送を依頼することはできません。

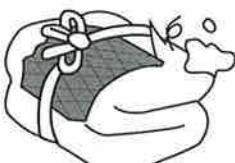
不審な電話や文書を受けたときはすぐに警察に通報してください。



恩納村一般廃棄物最終処分場へのごみの搬入について

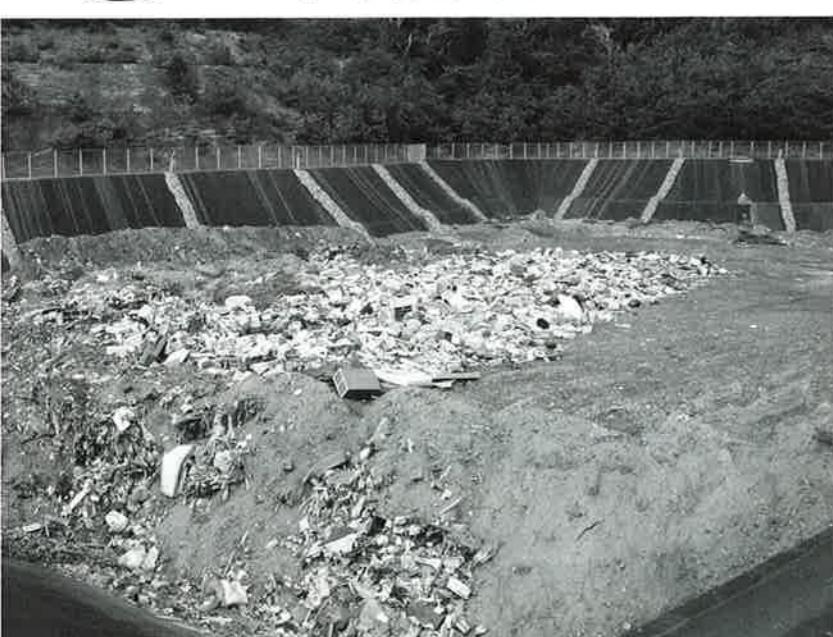
恩納村一般廃棄物最終処分場は、平成3年に完成し12年余が経過し、現在の埋立率は約50%となっております。県内の最終処分場のそのほとんどは許容量が逼迫(ひっぱく)しており、また新規建設も難しい状況にあります。

村最終処分場への埋立対象物は、焼却残灰、不燃物、粗大ごみ等と



なっておりますが、搬入されてくるごみの中には、衣類、紙くず、木くず等の燃やせるごみや、空き缶、雑誌等の資源ごみ、その他一般に燃やせないごみとして門口収集できるごみが多く搬入されている状況にあります。

村の最終処分場はまだ余裕があるとはいっても、今後20年・30年先を考えるともっと大切に利用していくいかなければなりません。



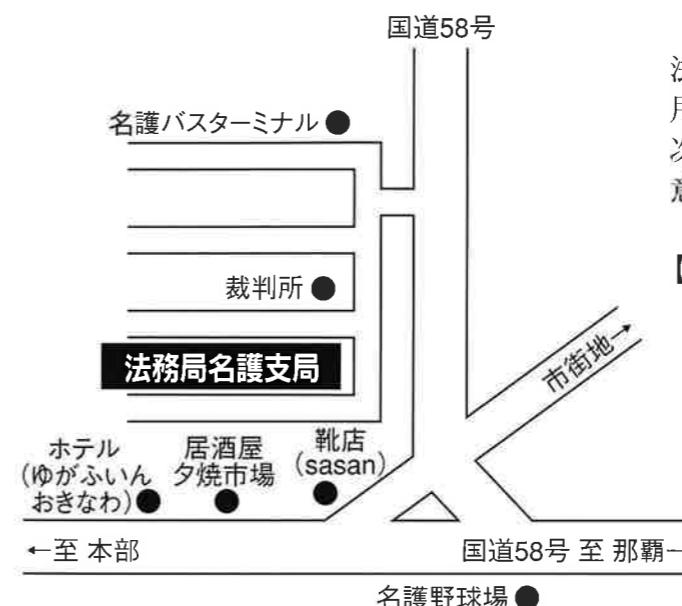
よって、最終処分場に搬入できるごみは粗大ごみ等一般的に門口収集できないごみ(タイヤ・バッテリー等産業廃棄物を除く)となりますので注意して下さい。



恩納村役場 福祉環境課 生活環境係 ☎ 966-1207

＊＊＊お知らせ＊＊＊

恩納村の戸籍事務の管轄は、平成16年4月1日(木)から 那覇地方法務局名護支局となります。



現在、恩納村の戸籍事務の管轄は、那覇地方法務局沖縄支局となっておりますが、平成16年4月1日(木)から、名護支局の管轄となりますので、次の用務等で法務局をご利用される際は、ご注意願います。

詳しいは、下記の法務局にお問い合わせください。
[用務] 死亡届書等の記載事項証明書請求・
 婚姻要件(独身)・証明請求

【問い合わせ先】

那覇地方法務局名護支局 098-52-2729

那覇地方法務局沖縄支局 098-937-3278

那覇地方法務局戸籍課 098-854-7953

沖縄県立総合教育センター 障害児教育相談

こんな時にご相談下さい!!

相談内容

- ①家庭における養育や躾に関する事
- ②各種検査(心理・機能)に関する事
- ③障害に応じた早期教育や指導に関する事
- ④障害に応じた就学や進路に関する事
- ⑤専門医による診断や検査に関する事



《相談対象》

乳児から高校生の保護者および関係者

《相談日時》

月曜日～金曜日(9時～17時)



来所相談・医療相談・地域相談は電話予約が必要です

[問い合わせ先] 沖縄県立総合教育センター
098(933)7526(内線505)

平成16年度小渕国際交流基金 フェローシップ事業の募集について

独立行政法人国際交流基金では、平成12年度から小渕国際交流基金フェローシップ事業を実施しています。

この事業は、地球的規模での課題やアジア・太平洋地域に共通する課題、あるいは、沖縄とハワイ間の協力拡大に資する課題等について研究する機会を提供する事を目的としております。

対象者は、沖縄県内の大学、研究機関、行政機関、メディア又は経済団体等で、原則として人文・社会科学分野の研究活動に従事している学者・研究者等です。(大学院生は除きます。)

1. 受入機関: 米国の東西センター(ハワイ州)

2. 派遣期間: 1ヵ月以上1年以内

3. 応募締切: 平成16年3月31日(水)17:00まで

4. 問い合わせ先: 財団法人沖縄県国際交流
人材育成財団人材育成課 留学係
☎ (098) 941-6744 FAX. (098) 941-6811

※募集要項・申請書は、財団ホームページよりダウンロードできます。http://www.oihf.or.jp/